
*
* 令和6年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年1月15日 午後 2時30分 招集
2. 令和7年1月15日 午後 2時30分 開会
3. 令和7年1月15日 午後 4時45分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	遅参	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	出	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	欠	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	出	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				
主事	山内光貴				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第42号	農地法第3条の規定による許可申請について		7件	許可
	第43号	農地法第4条の規定による許可申請について		3件	許可
	第44号	農地法第5条の規定による許可申請について		1件	許可
	第45号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による			
		農用地利用集積計画の決定について		18件	決定
	第46号	高梁農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第47号	有漢農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第48号	川上農業振興地域整備計画の変更について			適当
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			4番	前崎輝之	
			5番	渡邊佳明	
9	議事の内容				
	令和6年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和7年1月15日(水) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第10回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。4番前崎委員と5番渡邊委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。57番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第42号66番朗読説明 －</p> <p>66番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、2筆1,055㎡です。畑については、1筆101㎡であり、合計3筆で1,156㎡です。譲受人の通作距離は、2km以内、耕作面積は6,279㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り12万1千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野貫治委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>それぞれの農地は離れていますが、綺麗な状態で管理されていました。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。66番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、66番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤局長	<p>次に、67番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第42号67番朗読説明 －</p> <p>67番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。請農地で田については、2筆1,528㎡です。畑については、6筆7,169㎡であり、合計8筆で8,697㎡です。譲受人の通作距離は、180m以内、耕作面積は4,403㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り7万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 山元委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>数年前からトマトで営農されています。JAの部会員としても活躍されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。67番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、67番については許可とすることに決定しました。 次に、68番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>— 議案第42号68番朗読説明 —</p>
	<p>68番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の田については、5筆5,946㎡です。畑については、1筆1,504㎡であり、合計6筆で7,450㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は4,240㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は10アール当り5万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 瀬戸川委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>譲渡人の方が農地処分を検討されていた中で今回の話が出てきたようです。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。68番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、68番については許可とすることに決定しました。 次に、69番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>— 議案第42号69番朗読説明 —</p>
	<p>69番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆274㎡です。譲受人の通作距離は、10km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が数年前から対象農地を正式な契約をしない形で借り受けて耕作していましたが、譲渡人からの要望で無償で譲り受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 平松委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>申請農地は防草シートを張っていて、いつでも耕作できる状態でした。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。69番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、69番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、70番及び議案第44号27番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第42号70番及び議案第44号27番朗読説明 －</p> <p>この2件につきましては、11月総会で農地所有適格法人が3条所有権移転許可を受けたものについて、所有権移転登記が完了したことに伴う営農型太陽光発電施設設置のための申請です。70番は区分地上権設定のための農地法第3条申請、議案第44号27番は営農型太陽光発電施設設置のための一時転用です。それでは、内容について説明させていただきます。</p> <p>70番は、譲受人が、設定人に、区分地上権を設定する案件です。申請農地で田については、2筆1, 118㎡です。畑については、1筆221㎡であり、合計3筆で1, 339㎡です。区分地上権の設定期間は、この後説明いたします営農型太陽光発電施設設置に伴う一時転用の期間と同様の令和7年1月15日から令和17年1月14日の10年間です。</p> <p>続きまして、議案第44号27番は、転用者及び所有者は同様で、申請農地の一部を営農型太陽光発電施設設置のために一時転用するものです。申請農地についても同様で、一時転用面積が1, 339㎡の内1, 16㎡です。転用地の賃借料は、年3万円です。施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱98本であり、発電量は49.50Kwです。資金については、自己資金1, 127万5千円です。賃借期間については、区分地上権と同様です。なお、この案件については、第3条所有権移転申請審査時に現地調査を行っており、今回は省略しております。地図等については、14ページ及び15ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。70番及び議案第44号27番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、70番及び議案第44号27番については許可とすることに決定しました。</p>
	<p>次に、71番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第42号71番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>71番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1, 320㎡です。譲受人の通作距離は、30m以内、耕作面積は21, 653㎡、耕作従事者は全7名、対価は10アール当り37万8千円です。この案件につきましては、譲受人が農地所有適格法人であり、その要件については農地法第6条の規定により年1回提出される農地所有適格法人報告書で確認しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月7日に担当委員と現地調査を行っております。地図については、16ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
小物委員	<p>申請農地は譲受人の方のほ場と隣接していて、今回は規模拡大のための取得となります。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>

議 長	なしとの声がありました。71番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、71番については許可とすることに決定しました。 次に、72番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第42号72番朗読説明 －</p> <p>72番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆2, 713㎡です。譲受人の通作距離は、3km以内、耕作面積は6, 145㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り10万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	譲受人の方が既に借り受けていた農地を更新の時期に合わせて取得するもので、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。72番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、72番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	<p>次に、「議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。10番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第43号10番朗読説明 －</p> <p>10番は、転用者が申請農地を墓地に転用する案件です。申請農地は、田1筆7. 50㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地7. 5㎡です。資金については、自己資金80万3千円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、18ページから19ページに添付しておりますのでご覧ください。</p>
議 長 中曾委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	農振除外の手続きも完了しており、周辺にも影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。10番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	<p>挙手全員ですので、10番については許可とすることに決定しました。 次に、11番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第43号11番朗読説明 －</p> <p>11番は、転用者が申請農地を墓地に転用する案件です。申請農地は、田1筆19㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地19㎡です。資金については、自己資金300万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、20ページから21ページに添付しておりますのでご覧ください。</p>
議 長 綱島委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 事前着工もなく、周辺に影響はないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。11番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、11番については許可とすることに決定しました。 次に、12番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第43号12番朗読説明 －</p> <p>12番は、転用者が申請農地を農地改良するために一時転用する案件です。申請農地は、田1筆1,474㎡です。施設の概要としては、農地改良1,300㎡、盛土は高さ0.932mとなります。備考欄に記載しておりますが、一時転用期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までとなっています。この案件につきましては、「高梁市農地改良取扱要綱」に定められている「簡易な農地改良」の基準の内、農地改良面積が1,000㎡以下であることを上回っておりますので一時転用の対象としております。また、一時転用期間については、対象農地が農業振興地域農用地でありますので、3年までである必要がありますが、基準の期間内であることを確認しております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、第3条所有権移転申請審査時に現地調査を行っており、今回は省略しております。地図等については、22ページ及び24ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、12番については許可とすることに決定しました。</p>

藤代書記	<p>続きまして、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から16番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和7年1月20日、利用権の設定を受ける者は17名、利用権の設定をする者は18名、利用権の設定をする件数は18件、利用権設定面積は53,110㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、1番から16番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>それでは、1番から16番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から16番について採決を採ります。1番から16番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から16番については決定しました。</p> <p>農業委員会会議規則第18条の規定により、野村委員の除斥を求めます。</p> <p>（野村委員退席）</p>
議 長	<p>事務局、17番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、17番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
藤代書記 議 長	<p>それでは、17番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。17番について採決を採ります。17番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、17番については決定しました。野村委員の除斥を解きます。</p> <p>（野村委員着席）</p>
議 長	<p>事務局、18番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、18番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
藤代書記 議 長	<p>それでは、18番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。18番について採決を採ります。18番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、18番については決定しました。</p> <p>（三村委員到着）</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第46号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案第46号朗読説明 －</p>
山内主事	<p>議案第46号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案25ページをご覧ください。農用地区域の編入</p>

	<p>1件、除外2件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、当該農地は中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。土地は、畑1筆1,404㎡です。29ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>次に、議案26ページをご覧ください。2番について説明します。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、現在山中にあり、竹林に囲まれ、墓参りおよび墓地の維持管理が困難なため墓地の移設並びに進入路の設置を計画しているものです。申出地は東側：畑、西側：宅地、南側：道路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑2筆694㎡のうち24.47㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地および進入路の設置で、事業計画の時期は、令和7年6月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年12月13日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。30ページに位置図と公図、31ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。</p> <p>3番について説明します。変更事由ですが、転用事業者が中古車の展示場、駐車場及び資材置場の整備を計画しているものです。申出地は東側：田、畑、西側：水路、南側：道路、北側：水路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田2筆825㎡です。転用目的は、中古車の展示場、駐車場および資材置場の整備で、事業計画の時期は、令和7年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年12月13日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。32ページに位置図と公図、33ページに土地利用計画図、34ページに現地写真を掲載しています。</p>
議 長	<p>それでは、1番から3番について発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から3番については適当であると答申することに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第47号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番及び2番について説明をお願いします。</p>
山内主事	<p style="text-align: center;">－ 議案第47号朗読説明 －</p> <p>議案第47号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案27ページをご覧ください。農用地区域の除外2件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、現在急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため墓地の移設並びに進入路の設置を計画しているものです。申出地は東側：畑、西側：道路、南側：畑、北側：道路に隣接しており、周囲の</p>

	<p>耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑2筆57㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地および進入路の設置で、事業計画の時期は、令和7年6月頃です。中山間地域直接支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和6年12月13日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。35ページに位置図と公図、36ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。</p> <p>2番について説明します。変更事由ですが、申請者の墓地予定地への進入路の設置を計画しているものです。申出地は東側：道路、西側：道路、南側：道路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田1筆1,073㎡のうち16㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、進入路の設置で、事業計画の時期は、令和7年6月頃です。中山間地域直接支払交付金および多面的機能支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和6年12月13日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。37ページに位置図と公図、38ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。なお、現地写真の赤枠が今回計画申請のあった進入路の設置予定箇所で、白枠が令和6年10月8日に農業振興地域農用地区域から除外済の墓地設置予定箇所です。</p>
<p>議長 佐々木委員 中藤局長 議長</p>	<p>それでは、1番から2番について発言をお願いします。</p> <p>墓地移設について、申請農地から100m以内に公民館がありますが、承諾等の関係はどのように処理されているのでしょうか。100m以内の承諾については、環境課の方で確認しているため、特に問題ないと思われませぬ。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から2番について採決を採ります。1番から2番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めませぬ。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員ですので、1番から2番については適当であると答申することに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第48号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
<p>山内主事</p>	<p style="text-align: center;">— 議案第48号朗読説明 —</p> <p>議案第48号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案28ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、現在山頂にあり、維持管理が困難なため墓地の移設を計画しているものです。申出地は東側：道路、西側：山林、南側：道路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑1筆1,545㎡のうち20㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の設置で、事業計画の時期は、令和7年8月頃です。農業投資実施状況はありませぬ。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農</p>

議 長	地転用の確実性については、令和6年12月13日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。39ページに位置図と公図、40ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番ついて採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
藤代書記	挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。
議 長	次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第10回総会を閉会します。
令和7年1月15日	
会 長 土 岐 康 夫	
4 番 前 崎 輝 之	
5 番 渡 邊 佳 明	